

平成26年度 第3回

久留米市地域公共交通会議 議案等

《報告》

- 報告第6号 生活支援交通「よりみちバス」の導入に向けた
検討状況について ----- P 1
- 報告第7号 久留米市地域公共交通網形成計画及び久留米市
地域公共交通再編実施計画について ----- P 4

《協議》

- 協議第6号 久留米市地域公共交通会議財務要領の策定につ
いて ----- P 7

《報告》

- 報告第8号 久留米市地域公共交通会議の監事の指名について ----- P 11
- 報告第9号 久留米市地域公共交通会議事務局設置要領の一
部改正について ----- P 12

《協議》

- 協議第7号 平成26年度久留米市地域公共交通会議予算案
について ----- P 15

《報告》

- 報告第10号 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域
公共交通調査事業）及び同（地域公共交通再編
調査事業）の交付申請について ----- P 17

《協議》

- 協議第8号 久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務
及び久留米市地域公共交通再編実施計画策定調
査業務の委託について ----- P 20

報告第6号

生活支援交通「よりみちバス」の導入に向けた検討状況について

生活支援交通「よりみちバス」の導入に向けた検討状況について、別紙のとおり報告する。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

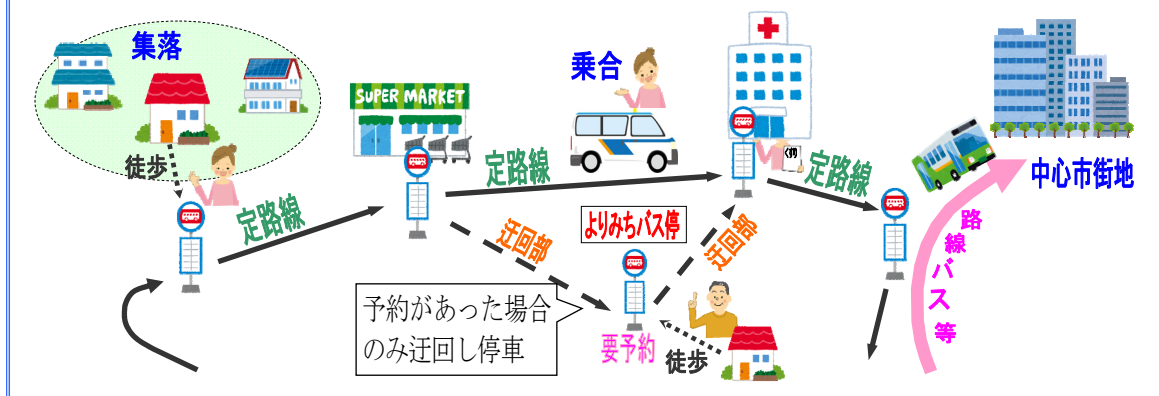
生活支援交通「よりみちバス」の導入に向けた検討状況

1. 生活支援交通「よりみちバス」の導入について

久留米市では、公共交通の利用が不便な地域に対して、コミュニティバスを基本とした生活支援交通「よりみちバス」の導入を進めている。

本年度は城島地域及び北野地域において、「よりみちバス」の導入や運営、利用促進に関する検討を行う生活交通検討会（委員：校区コミュニティ組織代表、児童委員・民生委員、利用者代表〔女性の会、老人会等〕、地域商工会など）を立ち上げていただき、導入に向けた検討を行っている。

- ① 通常は路線バスと同じく、決まった路線を決まった時間に運行
 - ② 決まった路線のバス停以外にも「よりみちバス停」を設置することが可能
 - ③ よりみちバス停での利用がある場合は、迂回して運行
 - ④ 既存路線バスや鉄道に接続し、中心市街地等へ乗り継いで行くことが可能
- （『よりみちバス』運行イメージ）



よりみちバスの概要

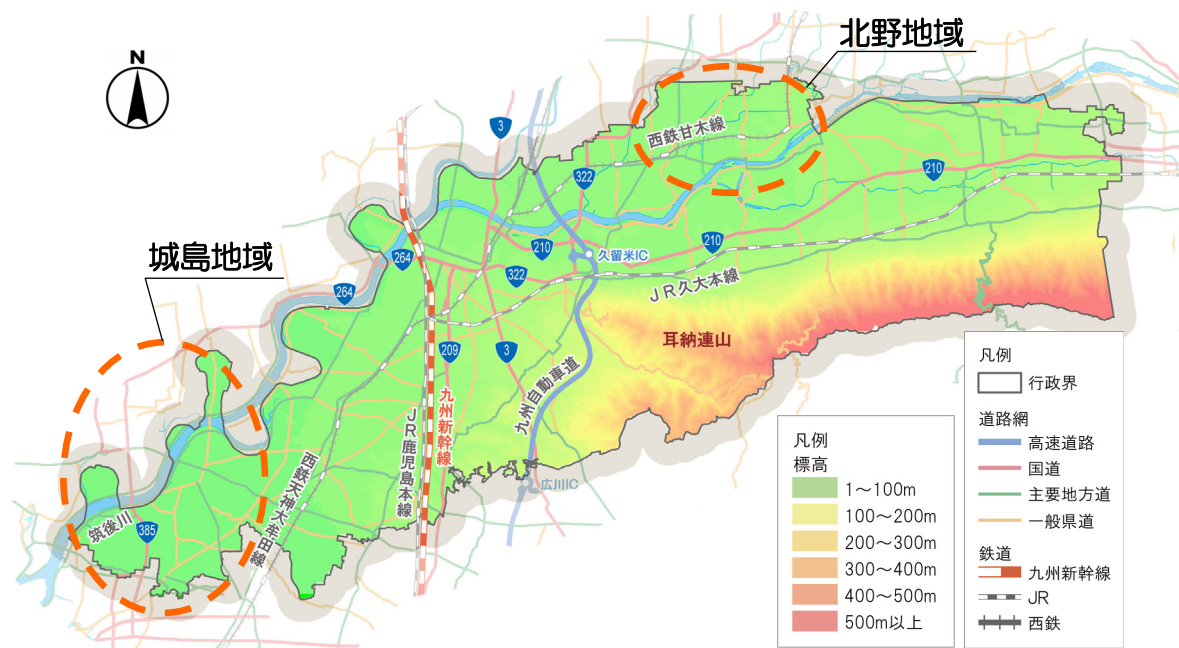
2. 導入に向けた検討状況

①城島地域の取り組み（地域の検討組織：城島地域生活交通検討会）

取り組み	内容
H26.9.9 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.10(予定) アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う(対象地域全世帯に配布)・回答期間 10月中旬～下旬
H26.10末(予定) 第2回検討会	これまで城島地域で実施した生活支援交通(コミュニティバス、コミュニティタクシー、デマンド乗合タクシー)についての利用状況、課題等について説明を行う(予定)
H26.11(予定) 第3回検討会	アンケート集計結果の報告(途中報告)を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。

②北野地域の取り組み（地域の検討組織：北野地域生活交通検討会）

取り組み	内容
H26.8.8 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.9 アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う(対象地域全世帯に配布)・回答期間 9月上旬～中旬
H26.10.3 第2回検討会	アンケート集計結果の報告(途中報告)を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。
H26.10.29(予定) 第3回検討会	アンケート集計結果の報告を行い、停留所設置位置の協議を行う(予定)



報告第7号

久留米市地域公共交通網形成計画及び
久留米市地域公共交通再編実施計画について

久留米市地域公共交通網形成計画及び久留米市地域公共交通再編実施計画の概要
について、別紙のとおり報告する。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通網形成計画及び 久留米市地域公共交通再編実施計画について

1. 計画の位置付け

1) 計画の法的位置付け

地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）は、平成26年5月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく計画である。

① 形成計画（活性化再生法第5条第1項より抜粋）

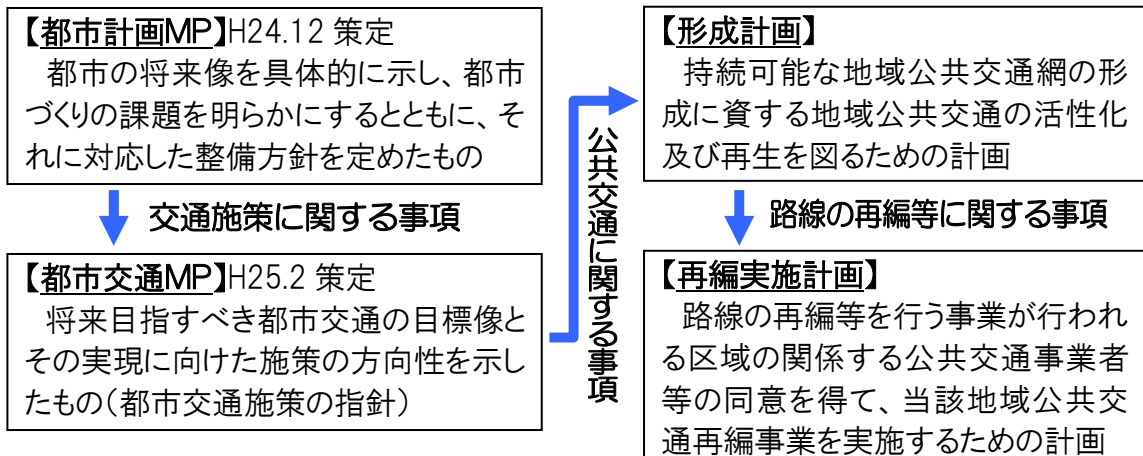
市町村にあたっては単独で又は協働して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

② 再編実施計画（活性化再生法第27条の2第1項より抜粋）

形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2) 本市における位置付け

久留米市では、平成24年12月に久留米市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画MP」という。）、平成25年2月に久留米市都市交通マスタープラン（以下、「都市交通MP」という。）を策定しており、両計画に示す将来都市像と目指すべき都市交通の目標像を実現するため、形成計画、再編実施計画を策定する。



2. 形成計画、再編実施計画の策定の流れ

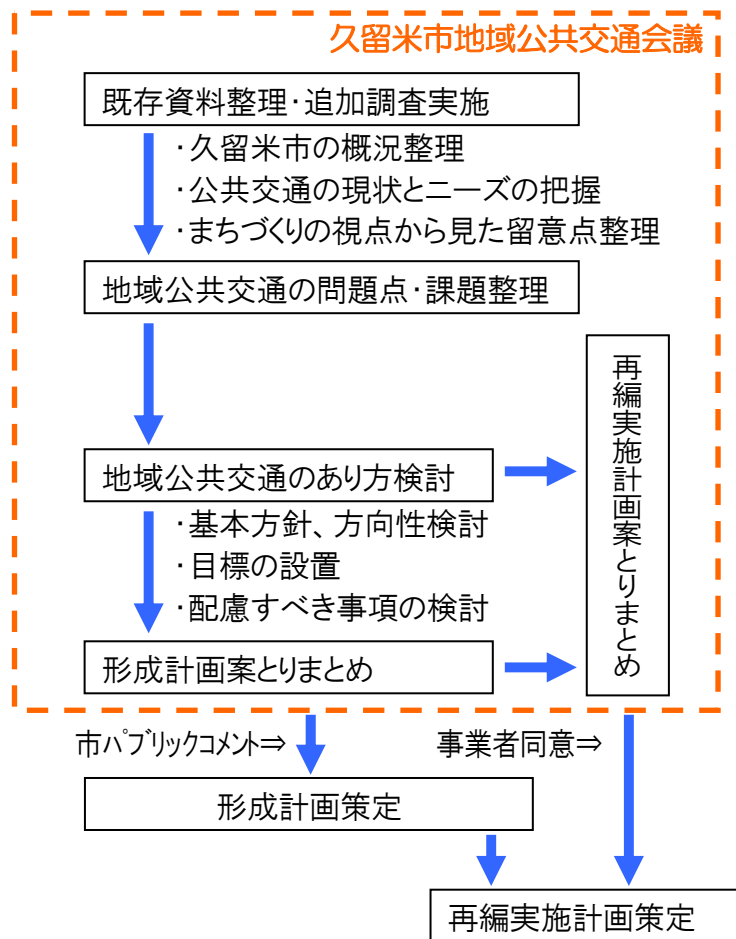
1) 計画策定について

活性化再生法に基づき、形成計画、再編実施計画は久留米市地域公共交通会議において検討（計画案策定）を行い、久留米市が策定する。

2) 計画策定の流れ

形成計画は、公共交通に関する既存資料や新たに実施した調査結果に基づき、久留米市の問題点・課題を抽出するとともに、地域公共交通のあり方を検討し、3～5年間の事業別計画としてとりまとめる。

また、再編実施計画は、形成計画のうち、路線の再編等に関する具体的な実施計画を関係する交通事業者の同意の下とりまとめる。



形成計画、再編実施計画策定フロー

協議第6号

久留米市地域公共交通会議財務要領の策定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第16条の規定に基づき、久留米市地域公共交通財務要領案を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議財務要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月24日改正）第16条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、久留米市からの負担金、国からの補助金、他の団体等からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に要する経費をもって歳出とする。

2 交通会議の事務局長（以下「事務局長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

4 事務局長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを久留米市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

ただし、事務処理等に伴う軽微な変更の場合は決算時の承認で足りるものとする。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 事務局長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議において報告するものとする。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は事務局長が行う。

- 2 事務局長は、久留米市地域公共交通会議事務局設置要領第3条第3項に規定する事務局員のうちから交通会議の出納員を命ずることができる。
- 3 交通会議の出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。
- 4 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、久留米市の例により行うものとする。

- 2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 事務局長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 事務局長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに久留米市長に送付しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年 月 日より施行する。
- 2 平成26年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第3回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利息	1 預金利息
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
	2 事業費補助	1 事業費補助
3 予備費	1 予備費	1 予備費

久留米市地域公共交通会議の監事の指名について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第8条第4項の規定に基づき、地域公共交通会議の監事を、次のとおり指名したので報告する。

1 久留米市地域公共交通会議 監事

久留米市校区まちづくり連絡協議会 会長 吉田 輝彰

久留米商工会議所中小企業相談所地域振興課 課長 古家 美恵子

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

報告第9号

久留米市地域公共交通会議事務局設置要領の一部改正について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第14条第4項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議事務局設置要領の一部を改正したので、別紙のとおり報告する。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通会議事務局設置要領新旧対照表

改 正	現行要綱 (H26.6.24 策定)	備考 (変更点)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月 日改正）第14条第4項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成26年6月 日改正）第14条第4項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 交通会議の会議に関すること。</p> <p>(2) 交通会議の資料作成に関すること。</p> <p>(3) 交通会議の庶務に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 交通会議の会議に関すること。</p> <p>(2) 交通会議の資料作成に関すること。</p> <p>(3) 交通会議の庶務に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項</p>	
<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、事務局次長と事務局員を置く。</p> <p>2 事務局長は、久留米市都市建設部長をもって充てる。</p> <p>3 事務局次長は、久留米市都市建設部交通政策課長をもって充てる。</p> <p>4 事務局員は、久留米市都市建設部交通政策課の職員をもって充てる。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局と事務局員を置く。</p> <p>2 事務局長は、久留米市都市建設部交通政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、久留米市都市建設部交通政策課の職員をもって充てる。</p>	<p>○国庫補助を活用した事業を交通会議が実施することに伴い、補助金の歳入、歳出の適正管理を目的として、事務局長を久留米市都市建設部交通政策課長から同都市建設部長へと変更。</p> <p>○また、新たに事務局長を補佐する事務局次長を設置し、久留米市都市建設部交通政策課長を持って充てる。</p>

改正	現行要綱 (H26.6.24 策定)	備考 (変更点)
<p>(事務の専決) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること。 (2) 交通会議の開催及び運営に関すること。 (3) 交通会議の運営に関する諸要領の軽微な変更に関すること。 (4) 事務局の運営に必要な物品の購入に関すること。 (5) 物品及び現金の出納に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p> <p>2 事務局次長は、交通会議の開催に関する支出について専決することができる。</p>	<p>(事務の専決) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りではない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること。 (2) 交通会議の開催及び運営に関すること。 (3) 交通会議の運営に関する諸要領の軽微な変更に関すること。 (4) 事務局の運営に必要な物品の購入に関すること。 (5) 物品及び現金の出納に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。</p>	<p>○事務の専決のうち、交通会議の開催に関する費用(委員、臨時委員の謝金、費用弁償及び会場借上げ料、お茶代)については、要領や市の規定で決められた金額であることと、概ね定型的な支出であるため、事務局次長の専決とする。</p>
<p>(文書の取扱い) 第5条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、久留米市において定められている文書の取扱いの例による。</p>	<p>(文書の取扱い) 第5条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、久留米市において定められている文書の取扱いの例による。</p>	
<p>(公印) 第6条 公印は、次のとおりとする。 (規格等略)</p>	<p>(公印) 第6条 公印は、次のとおりとする。 (規格等略)</p>	
<p>(委任) 第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。</p>	
<p>附 則 この要領は、平成26年6月24日より施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成26年9月12日より施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成26年6月24日より施行する。</p>	

協議第7号

平成26年度久留米市地域公共交通会議予算案について

久留米市地域公共交通会議財務要領第2条第2項の規定に基づき、平成26年度
久留米市地域公共交通会議の予算案について、承認を求める。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
事務局長 上村 一明

平成26年度 久留米市地域公共交通会議 予算案

1) 歳 入

款	項	金 額(単位:円)
1 負担金	1 負担金	0
2 補助金	1 補助金	15,792,136
3 繰越金	1 繰越金	0
4 諸収入	1 預金利息	0
	2 雑入	0
歳入合計		15,792,136

○補助金は地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域公共交通調査事業）、同（地域公共交通再編調査事業）

2) 歳 出

款	項	金 額(単位:円)
1 運営費	1 会議費	650,536
	2 事務費	0
2 事業費	1 事業費	15,141,600
	2 事業費補助	0
3 予備費	1 予備費	
歳出合計		15,792,136

○会議費は、久留米市地域公共交通会議開催に係る費用（謝金、費用弁償、会場借上げ料等）

○事業費は、久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務及び久留米市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託料

報告第10号

**地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）及び
同（地域公共交通再編調査事業）の交付申請について**

書面により開催した平成26年度第2回久留米市地域公共交通会議において決議
を行った地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）及び
同（地域公共交通再編調査事業）の交付申請を行ったので、別紙のとおり報告する。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）及び同（地域公共交通再編調査事業）の交付申請について

1. 平成26年度第2回久留米市地域公共交通会議書面協議結果

1) 協議事項

- ①協議第4号 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）の交付申請について

久留米市地域公共交通網形成計画の策定に対する国庫補助（定額補助）を受けるための交付申請

- ②協議第5号 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再編調査事業）の交付申請について

久留米市地域公共交通再編実施計画の策定に対する国庫補助（定額補助）を受けるための交付申請

2) 書面協議日

平成26年10月3日

3) 協議結果

①協議第4号 原案通り承認 賛成：24委員 反対：0委員
賛否表明なし：1委員

②協議第5号 原案通り承認 賛成：24委員 反対：0委員
賛否表明なし：1委員

2. 交付申請概要

- ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）

【申請費目】

- ◇久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託費
- ◇久留米市地域公共交通会議の開催費

【補助申請額】

10,780,936円（対象経費全額）

②地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域公共交通再編調査事業）

【申請費目】

◇久留米市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託費

【補助申請額】

5,011,200円（対象経費全額）

協議第8号

**久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務及び
久留米市地域公共交通再編実施計画策定調査業務の委託について**

久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務及び久留米市地域公共交通再編実施計画策定調査業務の委託を、別紙のとおり実施することについて承認を求める。

平成26年10月10日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 深井 敦夫

久留米市地域公共交通網形成計画策定調査業務及び 久留米市地域公共交通再編実施計画策定調査業務の委託について

1. 協議事項

久留米市地域公共交通網形成計画（以下、「形成計画」という。）及び久留米市地域公共交通再編実施計画（以下、「再編実施計画」という。）の策定にあたり、調査、検討、とりまとめや報告書作成を行う業務を委託したい。

また、業務の委託にあたっては、久留米市が委託を行っている調査業務『久留米市街部の回遊性向上に向けた路線バス網再編検討業務』の受託事業者へ委託したい。

2. 業務委託の内容

①形成計画策定調査業務

- ◇地域公共交通の現状・問題点の整理
- ◇地域公共交通網の見直しに向けた基本方針等の検討
- ◇目標の実現に向けた施策等の検討
- ◇形成計画（案）の策定
- ◇報告書作成

形成計画では、まちづくりとの連携を考慮しながら、久留米市都市交通マスタープランに掲げる施策の方向性に対して、3～5年間の具体的な事業の基本計画を策定する。

②再編実施計画策定調査業務

- ◇公共交通ネットワーク再編の実施方針検討
- ◇公共交通ネットワーク再編に向けた事業内容等の検討
- ◇再編実施計画（案）の策定
- ◇報告書作成

再編実施計画では、関係する事業者等からの同意の下、次の具体的な内容を記載した計画を策定する。

- 実施区域、実施主体、実施期間
- 市からの支援の内容
- 実施に必要な資金の額と調達方法 など